

小牧市告示第 1 2 9 号

小牧市消費生活センターにおいて消費者安全法（平成 2 1 年法律第 5 0 号）第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の事務を行う時間を次のように変更する。

令和 7 年 1 1 月 4 日

小牧市長 山 下 史守朗

変更前	変更後
午前 1 0 時から午後 4 時 3 0 分まで	午前 9 時 3 0 分から午後 4 時まで